

ハラスメント相談と 解決の流れ

相談者（学生・教職員など）

相談

聴取

相談窓口（相談員・相談箱・専用メール）

報告

ハラスメント防止対策委員会

相談者の希望に基づき

通知・調整・調査のためのハラスメント調査チーム設置

ハラスメント調査チーム

通知

相談者の意向に基づき匿名又は顕名とし、相手方に対してハラスメント相談があったことを通知する。

調整

相談者の意向に基づき匿名又は顕名とし、相談者及び相手方の申出事案に関する主張を公正な立場で調整する。

調査

相談者は顕名とし、事実関係の公平な調査に基づき、ハラスメントの有無を認定し、適切な措置を講ずる。

改善措置

和解

厳重注意

懲罰

解決

再発防止の検討

再発防止対策に必要な措置

ハラスメントで困っていたら...

ひとりで悩まないで
まず相談を!!

- 一人で悩まずすぐに相談しましょう!
- ハラスメントかどうか分からなくてもまた些細なことでも気軽に相談しましょう。
- ハラスメント相談員はあなたのプライバシーを堅く守りながら親身になってご相談にのります。
- ハラスメントを目撃したり友人が困っていたら相談することをすすめましょう!

学内相談窓口のご案内

ハラスメント相談窓口

STAFF : 寺山 相談員(内線 405)
中村 相談員(内線 130)

Mail : soudan@sku.ac.jp

ハラスメント相談箱

BOX : 2階掲示板横

保健室

STAFF : 保健師1名、学校医1名(非常勤)
内線 : 108

相談室

STAFF : 臨床心理士1名

予約システム 火曜日・木曜日

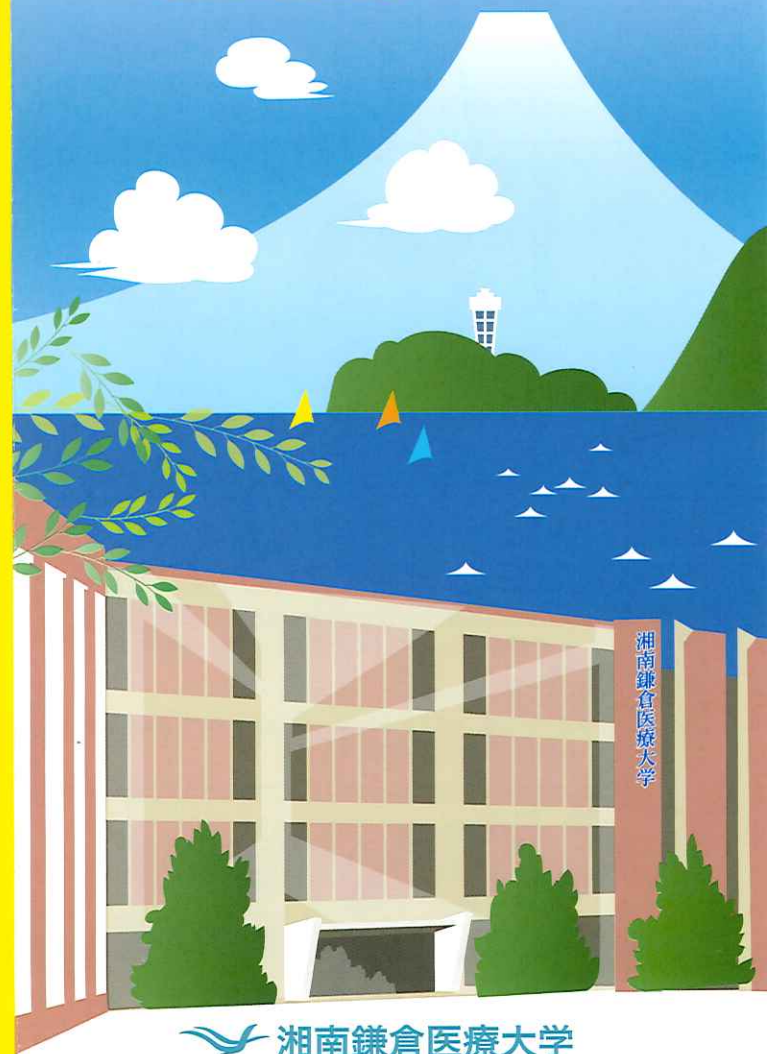
- ① 9:00～
- ② 10:40～
- ③ 12:10～13:00
- ④ 13:00～14:30
- ⑤ 14:40～16:10

安心してご相談ください。



ハラスメントの ない大学へ

No Harassment!!



湘南鎌倉医療大学

Tel. 0467-38-3131 (代表)
〒247-0066 神奈川県鎌倉市山崎1195-3

ハラスメントとは？

他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の人権を侵害し、学生生活環境、教育研究環境、職場環境等を悪化させることです。

1

ACADEMIC HARASSMENT

アカデミック・ハラスメント

教育研究上の優位性を背景にした不適切な言動

- 指導員が教育・研究上必要のない私的な用務を行うよう指導を受ける者に強く要求したり、食事やデートなどの個人的なつきあいや交際を強要したりして、応じなければ報復的な差別行為を行ったり、成績評価を適切に行わなかったりすること。
- 正当な理由なく、研究のために必要な文献、図書、資料、機器類等の使用を制限したり、廃棄したりして、研究活動を妨げること。



2

SEXUAL HARASSMENT

セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動

- 卑猥な発言、容姿・容貌に関する性的発言をすること。
- 執拗に食事や、デートに誘う。断ると「指導する気がなくなった」など含みのある言葉を返す。
- 必然性なく身体にさわること。
- 「女性(男性)だから〇〇すべき(してはいけない)」などの固定した性別役割を持ちだして発言すること。



3

POWER HARASSMENT

パワー・ハラスメント

職務上の優位性を背景にした不適切な言動

- 管理的業務活動の上で優位的立場にある者がそうでない者に対して、失敗やミスが必要以上にくり返し追及したり、大声で叱責したりすること。
- 集団で個人をいじめること。
- 優位的立場にある者がそうでない者に対して、「ばか」「無能」など、人格を侵害するような発言をすること。



4

SOCIAL HARASSMENT

ソーシャル・ハラスメント

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)利用者間で行われる嫌がらせ行為

- Facebookなどの承認制のSNSを利用している者が、SNSを利用しているかどうか尋ねた上で友達申請を行い、承認を強要してくる。
- SNSで友達としてつながった者に対し、自分の投稿に「いいね」やコメントを強要する。



ハラスメントをなくすために

ハラスメントを受けてしまったら

- 不快であるという意思表示をしましょう。
- その場から離れましょう。
- 上に述べたような行為ができなかったとしても、不快な気持ちは大切にしましょう。そして、心の中にため込まずに書き出してみてください(記録は迅速な解決につながります)。
- 信頼できる人に相談してください(友人、教員など)。
- 相談センターを利用してください。

ハラスメントを受けている人から、相談を受けたら

- 「学内相談窓口」に相談することを勧めてあげてください。(第三者からの相談も受け付けています)

加害者にならないために

- 相手の意思を尊重し、相手が不快に感じる言動は繰り返さないようにしましょう。
- 自分は気に留めないようなことでも、人によって受け取り方は異なります。自分の持つ力や優位な立場にいることを意識しましょう。
- 感じたことを率直に言い合える良好な関係・環境をつくることを心がけましょう。
- 自分の言動は、自分や家族がもし同じことをされても平気か、また、自分の家族がそばにいても同じことができるか考えてみましょう。

ハラスメント相談 Q & A

はじめて相談するとき、誰でも不安を感じると思います。そんな不安を軽減するために、ハラスメント相談Q&Aを紹介します。

Q1 相談して、秘密が漏れることはないですか？

- A 相談員には、厳格な守秘義務が課せられており、相談員から秘密が漏れることはありませんので、安心してご相談ください。また、解決のために、相談者の了解を得てから、必要最小限の関係者に事情を説明することもあります。その場合でも秘密は固く守られます。

Q2 ハラスメントに当たるかどうか、よくわからないのですが相談できますか？

- A ハラスメントに当たるか分からなくても、困っていたら、まずは相談しましょう。どうしたら状況がよくなるか、相談員と一緒に考えていきます。

Q3 相談したら、報復されるのではないかと心配です…。

- A 相談対応では、必要に応じ、相談者の了解を得てから、関係者や加害者とされる人から事情を聴くことがあります。事情を聴く際には「報復行為の禁止」について十分説明します。それでも報復行為があった場合は、それ自体が問題になり、相談員が適切な対応を取ります。